

令和4年度 長野県民交通災害共済組合事業計画

1 事業

(1) 見舞金の支払い

共済の加入者(会員)が交通事故により災害を受けた際、見舞金請求により災害の程度に応じて、共済見舞金、障がい見舞金及び遺児見舞金を支払う。

共済見舞金 会員が交通事故による災害で受傷した場合

・入院通院の実日数により算定し2万円～100万円

障がい見舞金 会員が交通事故による災害が原因で身体障がい1～3級、精神障がい1級に認定された場合

・障がいの程度により20万円～40万円

遺児見舞金 会員が交通事故で死亡し、生計を一にする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの遺児がある場合

・遺児1人につき30万円

(2) 加入促進

ア 広報

(ア) チラシ配布

令和4年度会員の加入促進のため、各世帯1枚、子ども1人につき1枚のチラシを家庭または学校等に配布する。

(イ) テレビコマーシャル

交通災害共済制度をテレビの媒体を通じて周知し、加入促進を図る。
加入募集時期(2月～3月)に併せてコマーシャルを流すことにより効果的な加入促進をねらう。

(ウ) 新聞折込

加入募集時期に、信濃毎日新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、中日新聞、長野日報に1回(3月頃)チラシを折り込む。

(エ) ポスター

ポスターの掲示により、窓口・連絡先等の周知を図り、加入・請求促進を目標とする。医療機関などへの掲示を働きかける等、掲示箇所の拡大を目指す。

(オ) ホームページ

組合のホームページと各市のホームページとをリンクさせながら交通災害共済制度を広くPRする。また、職員専用ページを活用し、交通共済事業に係る情報を共有し、円滑な事務処理の促進を図る。

(カ) のぼり旗の設置

のぼり旗の市役所窓口及び庁舎への設置を引き続き行い、交通災害共済制度についてPRする。

(キ) 公用車への広告掲載

市内を移動する各市公用車に広告の貼付を引き続き行い、交通災害共済制度の周知を図る。

イ その他

(ア) 自治会等役員向けのリーフレットの作成・配付

加入申込みの取りまとめを依頼している自治会等役員向けのリーフレットを作成・配付し、当共済に対する理解と協力を求める。

(イ) アンケートの実施

効果的な加入促進を行うため、会員に対しアンケートを実施する。

(ウ) その他

組織市に事務局職員が出向き、加入促進、事務手続き等の相談に応じる。

2 会議等の開催

(1) 議会定例会

4年 8月18日(木)	(長野県市長会総会開催日)	飯田市
5年 2月2日(木)	(長野県市長会定例会開催日)	長野県自治会館

(2) 組織市長会

4年10月5日(水)	(北信越市長会総会前日)	石川県七尾市周辺
------------	--------------	----------

(3) 担当課長会議、事務担当者会議等

4年 4月22日(金)	事務担当者会議	長野県自治会館
10月頃	事務研究会	長野県自治会館
5年 1月16日(月)	担当課長・事務担当者会議	長野県自治会館

(4) 審査会

見舞金の額の決定に当たり疑義が生じたとき、その事故内容、見舞金の額等を審査するために随時開催する。

3 交 付 金

交通災害共済事務交付金

・ 募集関係			
400 円会員	1 人	60 円	} の会員割
100 円会員	1 人	10 円	
・ 賃金関係			
400 円会員	1 人	20 円	} の会員割
100 円会員	1 人	10 円	

【7月末現在の会員数（8月5日（金）までに組合に報告されたもの）を基に算出し、
8月31日（水）に交付】

4 そ の 他

（1）見舞金の多数回請求者への注意喚起の徹底

見舞金請求者の見舞金支払状況を把握し、過去5年間で一定回数の見舞金請求があった場合に、請求者に対して文書による注意喚起を行い、交通事故被害の減少を図る。

（2）諸統計の整理・作成

見舞金支払いに係る諸統計の整理・作成を行い、制度改正の際の基礎資料とする。